

その他の重要事項について

- この商品にお申込みいただくか否かが、信用金庫におけるお客さまの他のお取引に影響を与えることはありません。
- 告知の結果によっては、ご契約をお引受けできなかったり特別な条件付でご契約をお引受けさせていただく場合があります。告知に関するご質問などにつきましては東京海上サポートセンター(告知照会窓口)までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】東京海上サポートセンター(告知照会窓口) ☎0120-555-835

受付時間 9:00～18:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。東京海上日動あんしん生命の取扱者/代理店(生命保険募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。なお、東京海上日動あんしん生命の取扱者/代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、東京海上日動あんしん生命カスタマーセンターまでご連絡ください。



しんきんの終身保険



TOKIO MARINE
NICHIDO

2016年5月

家族のために今からでもできること。

東京海上日動あんしん生命の

長割り終身

低解約返戻金型終身保険[無配当]



「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。お申込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、大切に保管してください。

主な記載事項 ●保険の特長としくみ ●保険金・給付金等のお支払い ●解約返戻金 ●特約について
●クーリング・オフ ●元本欠損が生じる場合 ●健康状態・職業などの告知義務 ●保険会社の責任開始期 など

募集代理店

引受保険会社



TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-0005
http://www.tmn-anshin.co.jp/

カスタマーセンター
<商品についてのご案内>

☎0120-300-352

<上記以外の生命保険全般に関わるご相談>

☎0120-016-234

受付時間 平日 9:00～18:00
土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

契約概要 / 注意喚起情報 兼 パンフレット

ご契約前に必ずお読みください

この書面は、ご契約内容等に関する重要な事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

ご注意いただきたいこと

この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

この街と生きていく

終身保険のお申込みは信用金庫へ

SHINKIN 信用金庫

長割り終身には、 いろいろな活用方法があります。



生涯保障の活用

長割り終身は万一の保障を終身にわたり確保できる保険です。それぞれのステージにより、主に3つの準備が可能です。

〔葬儀費用の準備〕

ご葬儀やお墓の購入にもお金がかかります。葬儀費用は、近年増加傾向にあり、全国平均で約190万円にもなっています。まとまったご資金が必要になるため、ご準備が欠かせません。

通夜からの飲食接待費用 33.9万円	葬儀一式費用 122.2万円	寺院の費用 44.6万円	葬儀費用合計 188.9万円
------------------------------	--------------------------	------------------------	--------------------------

注：各項目ごとの有効回答からそれぞれの平均費用を算出しています。よって各項目の合計額と葬儀費用の合計額とは一致していません。
出典：(一財)日本消費者協会「第10回 葬儀についてのアンケート調査」(平成26年)

〔遺族生活資金の準備〕

世帯主が万一の場合の経済的備えに対して、約7割の方が「少し不安である」「非常に不安である」と考えていらっしゃいます。ご遺族があんしんして暮らしていくための準備も必要です。

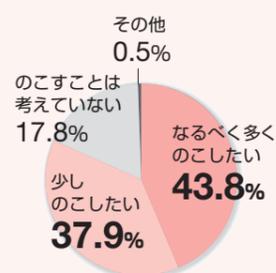


出典：(公財)生命保険文化センター「平成24年度 生命保険に関する全国実態調査」

〔相続の準備〕

「子どもに財産をのこしたい」と考えている方が全体の8割を超えています。よって、のこされたご遺族が、争うことのないように円満な遺産分割に向けた準備が必要です。

出典：セールス手帖社保険FPS研究所「平成26年 サラリーマン世帯生活意識調査」

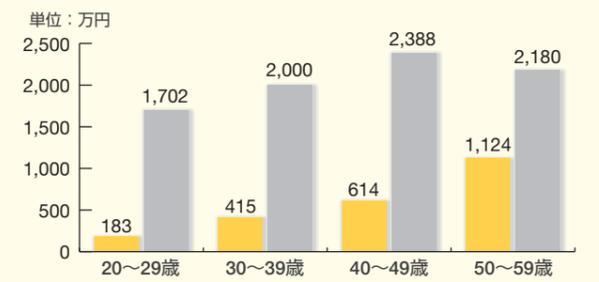


解約返戻金の活用

長割り終身は保険料払込期間満了後の解約返戻金をご活用いただくこともできます。また、年金支払移行特約を付加して年金の受取りに移行できますので、老後資金にも活用することができます。計画的に活用すれば、将来の資金需要を今からご準備できます。

〔老後資金の準備〕

実際の金融資産保有額が最も高い50歳代でも、年金支給時に最低限準備しておきたい貯蓄額は、1,000万円以上不足しています。ご自分が将来使うための資金準備も必要です。



注：実際の金融資産保有額には、貯蓄をしていない回答者を含みます。
出典：金融広報中央委員会「平成26年 家計の金融行動に関する世論調査(二人以上世帯調査)」

〔あんしん生命のお客さまへのサービス〕

この保険にご契約のお客さま・ご家族は無料^(注)でご利用いただけます。

メディカルアシスト(各種医療サービス)

☎ 0120-363-992

緊急医療相談 / 一般の健康相談
24時間 365日対応

●急に激しい頭痛。どうしたらいいの…
●もらった薬の副作用が知りたい。

医療機関案内
24時間 365日対応

旅行先で急病！最寄りの病院を知りたい！！

予約制専門医相談
事前にご予約ください

持病の腰痛が気になる。良い治療法はないかな…

転院・患者移送手配
24時間 365日対応

出張先で倒れ入院。自宅近くの病院に転院したい…
^(注) 転院・移送の実費についてはお客さまのご負担となります。

がん専用相談窓口
事前にご予約ください

抗がん剤を投与する予定。精神的にも体力的にも不安…

人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス

☎ 0120-633-877 受付時間 平日9:30~17:30 (土曜・日曜・祝日、8/12~8/16、12/29~1/5は休業となります。)

^(注) 人間ドック費用・脳ドック費用・がんPET検診費用はお客さまのご負担となります。医療機関・検診内容によっては、割引引きが適用されない場合もあります。

がんお悩み訪問相談サービス

☎ 0120-363-992
予約受付 24時間365日対応

サービスは予告なく変更される場合があります。各サービスは、東京海上日動あんしん生命がグループ会社および提携会社を通じて提供します。詳細については、各サービスのチラシをご覧ください。



一時金を準備できる長割り終身

お取扱いについて

ご契約年齢 0歳～70歳
 保険期間 終身
 保険料払込方法 月払・年払(口座振替扱)
 保険料払込期間 10年以上かつ払込満了時年齢60歳以上90歳以下
 最低保険金額 200万円(10万円単位)
 低解約返戻金期間 契約日から保険料払込期間が満了する日の24時まで
 低解約返戻金割合 70%

ご希望の保険金額タイプをお選びください。

お申込みのタイプ	保険金額	ご契約年齢	保険料払込期間
Aタイプ	300万円	50歳まで	60歳～90歳まで
Bタイプ	500万円		
Cタイプ	700万円		
Dタイプ	1,000万円		
フリーコース	上限1,000万円 ただし、ご契約年齢61歳～70歳は 上限300万円	70歳まで	

●信用金庫でお取扱いするこの保険は、上記のタイプ、保険料払込方法を月払・年払(口座振替扱)、個人契約のみのお取扱いとしています。
 ●募集代理店によってお取扱いの範囲が異なる場合があります。詳細につきましては、取扱者/代理店にご確認ください。

point

1 保険料が割安です。

「低解約返戻金期間中」の解約返戻金を低くおさえることにより、保険料が割安となっています。

⚠ 低解約返戻金期間中の解約返戻金は、東京海上日動あんしん生命が別途販売する「終身保険」の解約返戻金の70%に設定しています。既払込保険料に対して70%の解約返戻金があるということではありません。

point

2 万一の保障が一生続きます。

死亡・高度障害のときに保険金をお受取りいただけます。一生にわたって、保障がとぎれることがなく安心です。

⚠ 保険金をお支払いできない場合もあります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

point

3 解約返戻金をご活用いただけます。

一生の保障に替えて、解約された場合は解約返戻金があり、長期的な貯蓄の機能も備えています。また、解約返戻金の所定の範囲内でお貸付けする制度もあります(契約者貸付制度)。

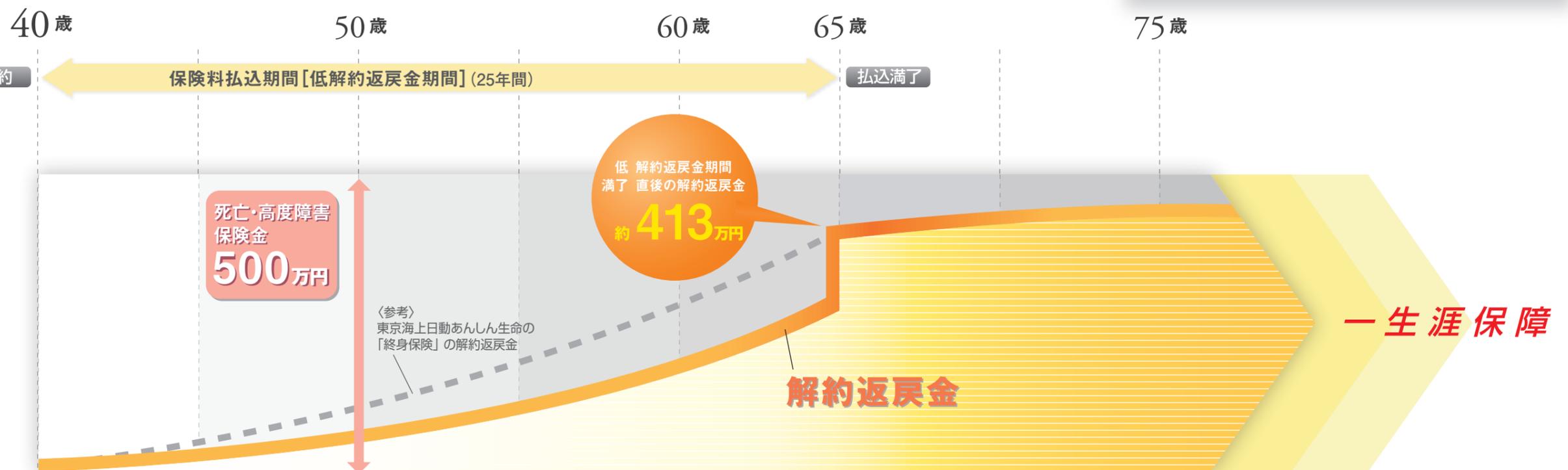
⚠ 保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の解約返戻金は低くおさえられており、特にご契約後、短期間で解約された場合はほとんどありません。なお、解約すると以後の保障はなくなります。

ご契約例

ご契約年齢:40歳(男性)
 保険料払込期間:65歳まで
 保険金額:500万円(Bタイプ)
 月払保険料:12,950円(口座振替扱)
 保険期間:終身

生命保険料控除について

1年間にお支払いいただいた保険料の合計額が生命保険料控除の対象となります。



経過年数	5年	10年	20年	25年	35年
解約返戻金額	490,000円	1,059,000円	2,235,500円	2,890,500円 ^{※2}	4,449,500円
既払込保険料累計額	777,000円	1,554,000円	3,108,000円	3,885,000円	3,885,000円
解約返戻率 ^{※1}	63.0%	68.1%	71.9%	74.4%	114.5%

※1 解約返戻率(%) = 解約返戻金額 ÷ 既払込保険料累計額 × 100

※2 低解約返戻金期間満了直前のもの。低解約返戻金期間満了直後の解約返戻金額は4,132,000円(解約返戻率106.3%)。

お取引信用金庫の事業性ローンをご利用されている関係先のお客さまへ

法令上の定めにより、募集代理店となる信用金庫において、つぎの①②③のいずれかに該当するお客さま^{※3}がご契約者になる場合は、お取扱いできる保険金額に制限があり、当該信用金庫で「通算死亡保険金額1,000万円」までご加入いただけます。

① 事業性ローンをご利用の企業(含代表者)・個人事業主の会員のお客さま ② 事業性ローンをご利用の企業等(従業員20名以下)にお勤めの会員のお客さま ③ 事業性ローンをご利用の企業等(従業員21名以上)にお勤めのお客さま

※3ご利用状況を別途確認させていただきます。また、①②について、お取引の信用金庫の会員以外のお客さまは、当該信用金庫から本商品にご加入いただけません。詳細は生命保険の販売資格を持った信用金庫職員にお問合わせください。

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。「契約概要」に記載のお支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等は「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

■ 引受保険会社の商号と住所等について

商号 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
住所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-2-1
ホームページ <http://www.tmn-anshin.co.jp/>

■ カスタマーセンター

〈商品についてのご案内〉

☎ 0120-300-352

〈上記以外の生命保険全般に関わるご相談〉

☎ 0120-016-234

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

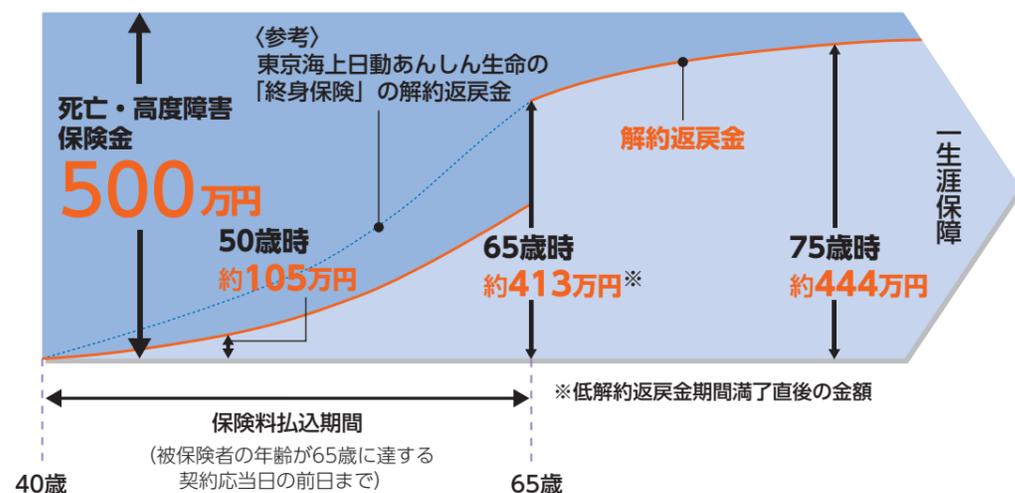
1 低解約返戻金型終身保険の特長としくみ

特長

割安な保険料で死亡・高度障害の保障を終身にわたり確保できます。

ご契約例 (計算基準日:平成28年6月1日)

- ご契約年齢：40歳(男性)
- 保険金額：500万円
- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：65歳まで
- 月払保険料(口座振替)：12,950円
- 低解約返戻金期間：ご契約日から保険料払込期間が満了する日の24時まで
- 低解約返戻金割合：70%



2 主契約・付加できる主な特約の概要、保険金額について

この保険で支払われる保険金・給付金等は以下のとおりです。詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

主契約・特約	お支払事由・特約の概要	お支払いする保険金額等	受取人
低解約返戻金型終身保険(主契約)	死亡保険金	死亡したとき	死亡保険金受取人
	高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき	被保険者
リビング・ニーズ特約	余命が6か月以内と判断されるときに特定状態保険金をお支払いします。*		
指定代理請求特約	被保険者である保険金等の受取人が、病気やケガにより保険金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の代理請求を行うことができます。		

(※)「余命が6か月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味し、その判断は医師にご記入いただいた診断書や請求書類に基づいて東京海上日動あんしん生命が行います。また、特定状態保険金のご請求額は、主契約と所定の特約の保険金額の合計額以内で、かつ被保険者お1人について3,000万円を限度(他の保険契約と合算します)とします。ただし、特約の保険期間の満了前1年以内は、特約の保険金額をご請求額に含めることはできません(更新される場合を除きます)。

〈保険料の払込免除について〉

保険料払込みの免除

■ 次の場合、将来の保険料のお払込みが免除となります。

- 主契約の責任開始期(ご契約上の保障を開始する時期)以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になったとき

〈その他の特約について〉

特約のお取扱いは、募集代理店によって異なり、以下の特約はお取扱いしておりません。

特約名称	お支払事由の概要	お支払いする保険金額等
平準定期保険特約	死亡したとき 所定の高度障害状態になったとき	特約保険金額
家計保障定期保険特約	死亡したとき 所定の高度障害状態になったとき	(1)月払給付の場合 毎月所定の給付金を一定期間お支払いします。 (2)一時支払の場合 お支払事由に該当した時点の特約保険金額をお支払いします。
災害割増特約	不慮の事故や所定の感染症で死亡したとき 不慮の事故や所定の感染症で高度障害状態になったとき	災害死亡保険金額 災害高度障害保険金額(災害死亡保険金額と同額)
傷害特約(本人型)	不慮の事故や所定の感染症で死亡したとき 不慮の事故で所定の身体障害状態になったとき	災害死亡保険金額 災害死亡保険金額 × 身体障害の程度に応じた給付割合 お支払いの限度は給付割合を通算して100%とします。

3 お取扱いについて

ご契約年齢	保険期間	保険金額	低解約返戻金期間	低解約返戻金割合
0歳～70歳	終身	200万円～7億円 (10万円単位)	ご契約日から保険料払込期間が満了する日の24時まで	70%

お申込みのタイプ	保険金額	ご契約年齢	保険料払込期間
Aタイプ	300万円	50歳まで	60歳～90歳まで
Bタイプ	500万円		
Cタイプ	700万円		
Dタイプ	1,000万円		
フリーコース	200万円～1,000万円(10万円単位) ただし、ご契約年齢61歳～70歳は上限300万円	70歳まで	

- 信用金庫でお取扱いするこの保険は、上記のタイプ、保険料払込方法を月払・年払(口座振替扱)、個人契約のみのお取扱いとしています。
- ご職業等によっては、契約をお引受けできなかつたり、保険金額を制限させていただく場合があります。
- 他にご契約がある場合、その保険金額と合算してご加入いただける限度額(通算限度額)の範囲内でお取扱いをいたします。
- 募集代理店によってお取扱いの範囲が異なる場合があります。詳細につきましては、取扱者/代理店にご確認ください。

4 保険料のお払込みについて

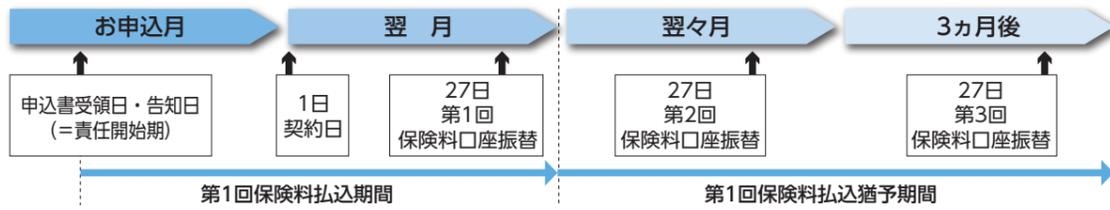
保険料払込期間	10年以上かつ払込満了時年齢60歳以上90歳以下
払込方法	月払、年払
払込経路	口座振替扱(責任開始期に関する特約を付加)

- 責任開始期に関する特約(申込書受領日と告知日のいずれか遅い時から責任を開始する特約です)を付加して、第1回保険料を口座振替でお払込みいただく場合の取扱いは次のとおりです。

〈第1回保険料の払込期間および払込猶予期間〉

- ・ 払込期間(保険料をお払込みいただく期間): 責任開始日からその翌月末日まで
- ・ 払込猶予期間: 払込期間満了日の翌月1日から翌々月末日まで

「責任開始期に関する特約」の付加による口座振替について(月払の例)



〈ご請求が間に合わなかった場合や残高不足等で口座振替できなかった場合〉

月払	責任開始期の属する月の翌々月27日に2ヵ月分の保険料を口座へ請求します。
年払	責任開始期の属する月の翌々月27日に保険料を口座へ再請求します。

責任開始期の属する月の翌々月の請求が振替不能となった場合は、請求月の翌月に保険料お払込みのご案内(コンビニ払込票)をご契約者宛に送付しますので、保険料払込猶予期間内にお払込みください(月払契約の場合は3ヵ月分の保険料をお払込みください)。

〈払込猶予期間内に第1回保険料のお払込みがなかった場合〉

ご契約は無効となります(ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期に遡って保障がなくなります)。ご契約が無効となった場合、責任準備金などその他の返戻金のお支払いはありません。また、ご契約の復活のお取扱いはありません。

- 契約日は、月払の場合は主契約の責任開始期の属する月の翌月1日となり、年払の場合は責任開始期と同日となります。月払で契約日特例をご選択いただいた場合、契約日は責任開始期と同日となります。
- 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢となります。
- 払込方法、払込経路の取扱範囲は、募集代理店によって異なりますので、取扱者/代理店にご確認ください。

5 解約返戻金について

解約返戻金の額は、保険種類・ご契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などにより異なります。

ご契約を途中でおやめになると解約返戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となり、特にご契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。

「低解約返戻金期間」中の解約返戻金は、東京海上日動あんしん生命が別途販売する「終身保険」の解約返戻金の70%です。

「低解約返戻金期間」満了後の解約返戻金は「終身保険」と同額です。

〈P.5 契約概要「1 低解約返戻金型終身保険の特長としくみ」の「ご契約例」の場合〉

経過年数	解約返戻金	既払込保険料累計額	解約返戻率(※1)
5年	490,000円	777,000円	63.0%
10年	1,059,000円	1,554,000円	68.1%
20年	2,235,500円	3,108,000円	71.9%
25年	2,890,500円(※2)	3,885,000円	74.4%
35年	4,449,500円	3,885,000円	114.5%

(※1) 解約返戻率(%) = 解約返戻金額 ÷ 既払込保険料累計額 × 100

(※2) 低解約返戻金期間満了直前のもの。低解約返戻金期間満了直後の解約返戻金額は4,132,000円(106.3%)。

■ 解約返戻金額・既払込保険料累計額は、ご契約応当日前日の値を記載しています。

例えば、経過年数5年とは、ご契約日を含め、6回目に迎える契約応当日の前日のことをいいます。

6 契約者配当について

この保険の主契約および特約には、契約者配当金はありません。

7 預金等との違いについて

この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

8 ご留意いただきたい点について

■ 主契約および特約に関して、「免責事由に該当した場合」、「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」、「詐欺による取消の場合」、「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、保険金・給付金等のお支払いができない場合があります。なお、高度障害保険金が支払われた場合、その後に死亡保険金の請求を受けても、死亡保険金はお支払いしません。

■ 付加できる特約については、P.6 契約概要「2 主契約・付加できる主な特約の概要、保険金額について」に記載の特約以外に「年金支払移行特約」、「年金支払特約」などがあります。詳細は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

■ 実際のご契約内容(保険金額・保険料など)については、申込書等(情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面等)の該当箇所をご参照ください。

■ 超保険(※)のお取扱いはしていません。超保険にご加入いただいた場合の独自の特約・割引・サービスは適用されません。

(※)「超保険」とは、東京海上グループの生損保一体型商品をいいます。

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 「注意喚起情報」のほか、お支払事由・制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 お申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

- お申込者またはご契約者は、「ご契約のお申込日」または「第1回保険料の領収日(指定口座に着金した日)」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます。この場合、お申込みいただいた金額をお返しいたします。
- 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の場合は、「ご契約のお申込日」から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりクーリング・オフをすることができます。
- 東京海上日動あんしん生命が指定した医師による診査が終了した場合等は、クーリング・オフをすることができません。
- お申込みの撤回等をすることができない場合等詳細については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

2 最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください

ご契約者や被保険者には、健康状態等について正しく告知をしていただく義務があります。

〈告知義務について〉

- 生命保険は多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件に契約されると、保険料負担の公平性は保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等。以下同じ)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等について「告知書」等で東京海上日動あんしん生命がおたずねする内容について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 診査を行うご契約の場合(医師扱)には、東京海上日動あんしん生命指定の医師が被保険者の過去の傷病歴等についておたずねしますので、その医師に口頭により事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。口頭により告知いただいた内容は、医師により記録されますのでご確認のうえ、自署欄にご署名ください。

〈告知受領権について〉

- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しただいても告知したことにはなりません。

〈傷病歴等がある方へのお引受け(特別条件付引受)について〉

- ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じたお引受けを行うことがあります。傷病歴等がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引受けすることがあります。

〈傷病歴、通院事実等を告知された場合〉

- 所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- ご契約のお引受けについて、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。
 1. 無条件でご契約をお引受けさせていただきます。
 2. 特別な条件付(保険料の割増、保険金の削減等)でご契約をお引受けさせていただきます。
 3. 今回のお申込みはお断りさせていただきます。

〈告知が事実と相違する場合〉

- 告知いただくことからは、「告知書」等に記載しています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日または復活日から2年以内であれば、東京海上日動あんしん生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
 - 責任開始日または復活日から2年を経過していても、保険金や給付金の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
 - ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金・給付金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません(ただし、「保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金等をお支払いし、または保険料のお払込みを免除することがあります)。この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があれば、ご契約者にお支払いします。
 - 告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。また、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。

〈「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討の場合〉

- 「新たなご契約」にも告知義務があります。この場合は、「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- また、詐欺による契約の取消の規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために、上記のとおり解除・取消となることもありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

〈ご契約の確認について〉

- 東京海上日動あんしん生命の社員または東京海上日動あんしん生命が委託した者が、ご契約のお申込後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

3 保障は第1回保険料のお払込方法に応じ、所定の手続きが完了した時から開始します

お申込みいただいたご契約を東京海上日動あんしん生命が承諾(お引受けすることを決定)した場合、責任開始期(ご契約上の保障を開始する時期)は以下のようになります。

第1回保険料の払込方法	責任開始期
①口座振替によりお払込みされる場合 (「責任開始期に関する特約」を付加する場合)	「申込書受領日」(*)または「告知日(診査日)」のいずれか遅い時。
②東京海上日動あんしん生命指定の口座にお振込みされる場合 (契約日特例を選択いただく場合)	「東京海上日動あんしん生命指定の口座に着金した時」または「告知日(診査日)」のいずれか遅い時。

(*)情報端末を利用したお申込みの場合は、「情報端末でご契約のお申込みをされた時」をいいます。

- 「責任開始期に関する特約」を付加する場合の第1回保険料の払込期間および払込猶予期間については、**P.7** 契約概要「**4** 保険料のお払込みについて」をご覧ください。
- 取扱者/代理店(生命保険募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う方で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。

4 第2回以後の保険料は、払込期月内に東京海上日動あんしん生命へお払込みください

- 保険料は払込期月(保険料をお払込みいただく月)内にお払込みください。払込期月中にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 保険料の払込期月と払込猶予期間は次のようになります。

	払込期月(保険料をお払込みいただく月)	払込猶予期間
月 払	月単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
年 払	年単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約応当日まで(契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで。また、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日を契約応当日とします)

- 払込猶予期間内にお払込みがないと、**ご契約は失効(ご契約の効果がなくなり、保障がなくなること)します。**ただし、保険料の振替貸付が可能な場合には、あらかじめ保険契約者から特に反対のお申出がない限り、東京海上日動あんしん生命が自動的に保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させます。立替利息は東京海上日動あんしん生命所定の利率で計算します(複利計算)。
- いったん失効したご契約でも、失効後3年以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。この場合、告知(ご契約によっては診査)と、延滞保険料(失効している期間の保険料)のお払込みが必要となります。ただし、**健康状態などによっては復活できない場合があります。**
- ご契約の復活を東京海上日動あんしん生命が承諾した場合には、告知と延滞保険料のお払込みがともに完了した時からご契約上の保障が開始されます。

5 保険金・給付金等がお支払いできない場合や、保険料のお払込みの免除がされない場合があります

次のような場合には、**保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除ができません。**

- 免責事由に該当した場合(例:責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、ご契約者または保険金・給付金等の受取人が故意に被保険者を死亡させた場合など)
- 責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする高度障害保険金・入院給付金などのご請求の場合(ただし、ご契約の際の告知等により東京海上日動あんしん生命がその事実を知っていた場合等には、お支払いできることがあります。)
- 故意または重大な過失によって告知がなかったり、事実と違うことを告知し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人の詐欺行為によりご契約が取消となった場合や、保険金・給付金等の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合
- 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日までに払込まれないことにより、ご契約が無効となった場合
- 保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約または特約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

6 解約の際にはご注意ください

- お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、保険料払込満了後も含めてお払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金の額は、保険種類・ご契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによっても異なりますが、特に、**ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**
- 長割り終身(低解約返戻金型終身保険)には、解約返戻金が低く設定されている期間(低解約返戻金期間)があります。低解約返戻金期間中の解約返戻金は、東京海上日動あんしん生命が別途販売する「終身保険」の解約返戻金の70%です。低解約返戻金期間満了後の解約返戻金は、「終身保険」と同額となります。

7 生命保険会社が破綻した場合等には、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります

- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 東京海上日動あんしん生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉生命保険契約者保護機構

TEL: 03-3286-2820

[月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時]

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

8 ご契約の乗換えはお客さまにとって不利益になることがあります

保険契約の乗換え(現在ご契約の保険商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申込みごと)をご検討される場合、特に次の事項についてご注意ください。

- 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項
 - ・解約や減額されるご契約の解約返戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たな保険契約をお申込みされる場合のご注意事項
 - ・新たにお申込みの保険契約について、一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては、特別な条件をつけてお引受けする場合や、お断りする場合があります(保険種類によっては、告知義務がない場合があります)。
 - また、新たにお申込みの保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定などについても、新たにお申込みの保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
 - ・新たにお申込みの保険契約について、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺や、責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする入院等の場合は、約款に特に定めがあるときを除き、保険金・給付金等のお支払いができません(解約や減額されるご契約の存在は考慮されません)。
 - ・新たにお申込みの保険契約が、がんを保障する主契約・特約の場合、改めて保険期間の始期から90日の不担保期間が適用されるため、保険期間の始期と責任開始期が異なる場合があります。この不担保期間中に現在のご契約を解約するとがんの保障がない期間が発生します。
 - ・新たにお申込みの保険契約について、お引受け条件は現在の被保険者の年齢や健康状態、保険料率や予定利率等によって改めて決まります。

9 税務のお取扱いについて

以下の税務のお取扱いは、平成28年3月現在の税制に基づく一般的なお取扱いについて記載しています。税務上のお取扱いが税制改正等で変更となる場合がありますのでご注意ください。また、契約形態、実質の保険料負担者によって、保険金・解約返戻金に対する課税の種類が異なる場合があります。個別のお取扱い等につきましては、所轄の税務署等にご相談ください。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保険料払込期間中	1月から12月までにお払込みいただいた保険料の合計額が一般の生命保険料控除の対象となります。				
ご解約時	解約返戻金は、解約返戻金額と既払込保険料の差益から特別控除額(最高50万円/年)を差し引いた額が一時所得となります。 ※他の一時所得と合算したうえで、特別控除額を差引きます。				
高度障害保険金等受取時	高度障害保険金、リビング・ニーズ特約の特定状態保険金等については、受取人が被保険者のときおよび被保険者の配偶者もしくは直系血族または生計を一にするその他親族のときは、全額非課税扱いとなります。				
死亡保険金受取時	ご契約者(保険料負担者)・被保険者・受取人の関係によって、死亡保険金に対する税金が異なります。				
	契約形態	契約例			課税の種類
		契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
	契約者と被保険者が同一	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と受取人が同一	本人	配偶者	本人	所得税・住民税(一時所得)	
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税	
		子	配偶者		

10 保険金・給付金等のご請求の際は、すみやかに東京海上日動あんしん生命にご連絡ください

- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。
- 保険金・給付金等のお支払いにあたっては、お客さまからご請求いただく必要がありますので、保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払の可能性があるとと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに取扱者/代理店または保険金請求受付専用ダイヤルへご連絡ください。

保険金請求のお問い合わせ先

東京海上日動あんしん生命
保険金請求受付専用ダイヤル

 **0120-536-338**
受付時間 平日 9:00 ~ 18:00
土曜 9:00 ~ 17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- 東京海上日動あんしん生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、受取人の代理人としてご請求いただくことができます。指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。
- 保険金・給付金等のご請求は、3年間をすぎると、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。

11 生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望は各種窓口へご連絡ください

- 東京海上日動あんしん生命の生命保険のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等につきましては、下記カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申込みの手続きに関しましては、取扱者/代理店までご相談をお願いいたします。

お問い合わせ先

東京海上日動あんしん生命
カスタマーセンター

 **0120-016-234**
受付時間 平日 9:00 ~ 18:00
土曜 9:00 ~ 17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。